

寄付金募集趣意書

学校法人嶋田学園 福岡国土建設専門学校は、昭和 48 年（1973 年）の設立以来、「熱・力・誠」の学園訓、「Make this world better than the one we were born to/いまよりもっとよい世界にしよう」のコアバリューのもと、「国土建設に資する技術者の育成」を使命とし専門教育を通じて地域と社会の発展に貢献してまいりました。令和 5 年には創立 50 周年を迎え、これまでに 6,000 人を超える卒業生が測量・建設・土木・コンサルタント等の分野で活躍しております。

平成 21 年(2009 年)には日本語学科を開設し、海外からも多くの留学生を受け入れ国際的な教育環境を整備してきました。東南アジアをはじめとした諸国から来日した学生たちは本校での学びを通じて専門性を深め母国や日本の発展に寄与する人材に育っております。

一方で、国内外を問わず、経済的な理由から進学や学業の継続を断念せざるを得ない若者が少なくありません。夢に挑戦したいという意欲がありながらその機会を得られないことは本人にとっても社会にとっても大きな損失です。

本校では、すべての志ある学生が等しく挑戦の機会を得て、自らの可能性を信じ学び続けられる環境づくりを目指しております。そして、測量、設計、土木、コンサルタント業界で活躍できる人材を 1 人でも多く輩出したいと考えております。

つきましては、向学心に富み、成績優秀でありながら経済的な困難を抱える日本の若者も支援の輪に加え、皆様からのご寄付を募らせていただきたく存じます。

前回の募集に際しましては、多くの皆様より温かいご支援を賜り、有望な学生が貴重な学びの機会を得ることができました。改めて厚く御礼申し上げます。

なお、本寄付は税制上の優遇措置の対象となっており、個人においては所得税の還付、法人においては寄付金の損金算入が可能となっています。

何卒、本趣旨をご理解いただき、引き続き皆様からの温かいご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

学校法人嶋田学園

理事長 嶋田 吉勝

寄付金募集要項

KOKUSEN サポートーズ募金のお願い

ご寄付いただいた支援金は、学生の学びを継続する大切な力となります。
具体的には、下記のような用途で活用させていただきます。

記

1 目的・使途

(1) 学生支援（日本人学生・留学生）

本校には日本国内はもとより、世界各国から高い意欲を持つ学生たちが入学し、日々学んでおります。しかしながら、経済的な困難を抱え、思うように学業に専念できない学生も少なくありません。そうした学生たちが安心して勉学に打ち込め、将来、社会に貢献できる人材となるよう支援を行います。特に、工業高校や普通高校で測量分野を学び、本校での学びを通じて測量・設計業界への就職を目指す優秀な学生に対し、奨学金を通じた支援を実施します。

なお、本校はブータン国王ジグメ・ワンチュク陛下が学長を務めるブータン王立大学ジグメナムゲル工科大学と学術協定を締結しており、同大学からの奨学生の受入れを行っております。このように、本校へ測量技術を学びに留学し、将来は日本の測量業界で就労することをめざす留学生の支援も本寄付金によって行われます。

(2) 教育環境の整備・教育機器の充実

学生の学びの質を高めるためには、支援金を教育設備や学習環境の整備にも活用することが不可欠だと考えております。

そこで、本校では、測量機器・IT 機材・図書・実習設備など、現場に即した教育を行うための環境整備に努めております。

皆様からのご寄付は、時代に即した実践的な教育を実現するための機器整備や施設の充実にも活用させていただきます。

2 募集について

(1) 寄 付 金 一口5千円以上

(2) 募集対象者 個人・法人で本学園の教育活動支援にご賛同いただける方

(3) ご送金方法 銀行振込

福岡中央銀行 雑餉隈支店 普通預金 口座番号 0 2 2 0 2 8 9

名義 学校法人嶋田学園福岡国土建設専門学校 理事長 嶋田吉勝

3 寄付の流れ

税制上の優遇処置を受けられる「受配者指定寄付金制度」の利用を開始しました。

(1) 法人・団体の場合

同封の寄付申込書（法人・団体用）をご記入の上、募集事務局へご郵送いただき、前記の指定口座へお振込みください。

※1.受配者指定寄付金制度（日本私立学校振興・共済事業団〈以下「事業団」〉が取扱う制度）の場合、事業団は本学園経由で寄付金を受け入れ、寄付者の指定に基づき、本学園に配布するものです。

※2.受配者指寄付金制度をご利用いただく場合の募集期間は令和 8 年 1 月 3 1 日までです。

(2) 個人の場合

寄付申込書（FAX 送信票）をご記入の上、募集事務局へ FAX またはご郵送いただき、前記の指定口座へお振込みください。

※個人でご寄付いただく場合の募集締め切りはございません。

税制上の優遇措置について

【個人様にご寄付された場合の所得税の優遇措置】

個人様から本学園へご寄付をいただいた場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除(寄付金控除)を受けることができます。

所得控除 寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定	所得税額の計算において、 年間の所得金額から寄付金額-2,000 円を控除
--------------------------------------	--

【所得税優遇措置の手続きについて】

ご寄付いただきました翌年の確定申告において、別途本学園より送付いたします「領収書」及び「特定公益増進法人の証明書(写)」あるいは「税額控除に係る証明書(写)」を添えて、所轄の税務署へ申告をお願いいたします。

【法人様にご寄付された場合の法人税の優遇措置】

受配者指定寄付金制度を利用した法人税優遇措置の対象となります。

「受配者指定寄付金制度」は、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受け入れ、指定された私立学校に寄付金を配付する制度です。

日本私立学校振興・共済事業団より寄付金受領書が発行されますので、寄付金額を損金として算入することが認められています。法人税に係る優遇措置については、以下の通りです。

益金（収益）－ 損金（費用）＝ 決算利益（損益計算書）

決算利益（損益計算書）－ 損金算入額・益金不算入額 ＋ 損金不算入額・益金算入額
＝ 所得金額（申告調整後）

※所得金額×税率＝法人税額 ※受給者指定寄付金は寄付金全額損金算入可

個人情報の保護について

ご寄付いただいた方の氏名・住所などの個人情報は厳重に管理いたします。